



栃木県公報

令和4(2022)年
9月6日(火)
第335号

目次

告 示

○解除予定保安林	941
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可	941
○道路の供用開始	941

公 告

○令和4(2022)年度砂利採取業務主任者試験の実施	942
----------------------------	-----

告 示

栃木県告示第433号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4(2022)年9月6日

栃木県知事 福田 富一

- 解除予定保安林の所在場所
日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第434号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

令和4(2022)年9月6日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	事業名	認可年月日
長沼西部土地改良区	長沼西部地区土地改良（維持管理）事業	令和4(2022)年8月24日

（農地整備課）

栃木県告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和4(2022)年9月6日から同年10月5日まで一般の縦覧に供する。

令和4(2022)年9月6日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道119号	日光市今市字小倉町768-1から 日光市今市字小倉町791まで	令和4(2022)年 9月6日

(道路保全課)

公 告

○令和4(2022)年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項に規定する砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和43年通商産業省令第80号)第8条の規定により公告する。

令和4(2022)年9月6日

栃木県知事 福田 富一

1 試験日時

令和4(2022)年11月11日(金)
午前10時から正午まで(120分)

2 試験場所

栃木県庁研修館講堂
宇都宮市塙田1丁目1番20号

3 試験科目

- 砂利の採取に関する法令
- 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

4 受験手続

(1) 受験願書及び添付書類

砂利採取業者の登録等に関する規則第10条の規定による受験願書1部、写真2葉(縦6cm、横4cmの正面上半身像で、受験願書提出前6月以内に撮影したもの。その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。)

(2) 願書受付期間

令和4(2022)年10月4日(火)から同月19日(水)までの間とする。ただし、郵送分については、同日の消印のあるものまで有効。

(3) 受験手数料

栃木県収入証紙8,100円分(受験願書に貼ること。)

(4) 受験資格

特になし

(5) 願書提出先及び問合せ先

栃木県産業労働観光部工業振興課鉦政担当(本館6階)
〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番20号 電話 028(623)3197

(6) 合格者の発表

ア 合格発表日時

令和4(2022)年11月30日(水)午前10時

イ 合格発表場所

県庁屋外掲示場に掲示する。

また、栃木県産業労働観光部工業振興課のホームページに合格者の受験番号を掲載する。

ウ 合格証の交付

合格発表後、合格者には、合格証を郵送により交付する。

エ 試験結果の開示

(ア) 開示内容

個人の科目別得点及び総合得点

(イ) 開示方法

受験票により本人であることを確認後、栃木県産業労働観光部工業振興課鉦政担当において受験者本人に開示する。

(ウ) 開示期間

合格発表日から令和5(2023)年1月4日(水)までの間とする。ただし、県の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(7) その他

受験願書は、栃木県産業労働観光部工業振興課に備え付けるとともに、工業振興課のホームページに掲載する。

なお、受験願書の郵送を希望する場合は、表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱記した封筒に、84円分の切手を貼った返信用封筒(送付先住所及び氏名を明記すること。)を同封の上、請求すること。

(工業振興課)